

# 今月のテーマ 障害者権利条約 パラレルレポートづくりが本格化

## 今月のテーマ

障害者権利条約

■ パラレルレポートって  
なに?

カ国（国連加盟国193）が批准しています（図1）。

権利条約は「締約国報告」を義務づけ、条約の実行を監視する強力なシステムがあります。141番目の締約国となつた日本ですが、2年後国連に報告しました。

この報告は、国連・障害者権利委員会で審査され（2020年春予想）、締約国に問題点や改善点を指摘する総括所見（勧告）が出さ

国連の審査には国の報告だけでなく、その国の障害者の実態や問題点がリアルにわかる市民社会組織（NGOなど）からの「バラレ

深まります。「共感と科学」が障害者運動に求められていることを



四

障害者権利条約＝国や自治体の義務

- 前文(25項目)／本文50条 + 選択議定書
  - 総論の条項
  - 1. 目的—障害の社会的な把握
  - 2. 定義(コミュニケーション、言語、差別、合理的配慮)
  - 3. 一般原則(尊厳、非差別、インクルージョン、アクセシビリティ)
  - 4. 一般的義務(=締結国の義務)
  - 5. 平等と非差別
  - 特別な留意
  - 6. 障害のある女性
  - 7. 障害のある子ども
  - 11. 危機の状況と人道上の緊急事態
  - 特別な規定
  - 8. 意識向上
  - 9. アクセシビリティ(情報、交通、建物…)

12

市民的政治的權利

- 10. 生命の権利
  - 12. 法の前の平等
  - 13. 司法へのアクセス
  - 14. 身体の自由と安全
  - 15. 捷径又は残虐な、非人道的、品位を傷つける扱いや刑罰からの自由
  - 16. 摧取、暴力、虐待からの自由
  - 17. 個人の尊厳の保護
  - 18. 移動の自由と国籍
  - 21. 表現と意見の自由、情報へのアクセス
  - 22. プライバシーの尊重
  - 23. 家庭と家族の尊重
  - 29. 政治的公的な生活への参加

3

## 經濟的、社會的、文化的權利

- 19. 自立した生活と地域社会へのインクルージョン
  - 20. 個人の移動(モビリティ)
  - 24. 教育
  - 25. 健康
  - 26. ハビリテーションとリハビリテーション
  - 27. 労働と雇用
  - 28. 十分な生活水準と社会保障
  - 30. 文化的生活、リクレーション、余暇、スポーツへの参加

それは、「地域か、施設か」「普通学級か、特別支援学校か」など一面的な場の選択の問題に止まりません。

19条では、重度の肢体障害者が地域で暮らすための環境、パーソナルアシスタントなどの積極的な方向があります。しかし一方で、重度の知的障害者、重症心身障害者が安心して暮らすための環境、たとえば支援者による当事者の意思を把握できる専門性、職員の集団性が必要ですが、権利条約では十分展開されていません。

現実に起こっている困難や実態を把握し、権利条約や国連の「一般的意見」にも学びながら、抜本的な内実が問われます。

的な現状改善のための国内の政策  
議論が必要です。

ども含め、「条約」の全分野が取り上げられる」と積極的に述べています。

この「バラレポ」を日本の障害者団体でひとまとまりになつて作成し、国連に届けるとりくみが本格化しています。権利条約の実現をめざし緩やかな連合体として結成された日本障害フォーラム（ＪＤＦ、阿部一彦代表）は、ＪＤＦ・パラレルレポート特別委員会を設置し、日本障害者協議会（ＪＤ）やＤＰＩ日本会議など構成団体からの意見を集め、毎月会合を重ね、年内にバラレポをまとめて国連に提出しようとビッヂを上げています。

らうこと／家族と暮らしたり、自分らしい生活を送ること／安心して必要な治療を受けること／仕事をして収入を得ること／政治に参画すること／スポーツや芸術や余暇を楽しむこと

しかし、日本の現状はどうでしょうか？

障害があることがわかつても、十分な療育や保育が受けられない子どもがたくさんいます。教室が足りないためにカーテンで仕切つて勉強しています。学校から帰つてあそぶところがありません。障害のある人を雇わなければならぬ法律はあっても、それを守る会社のほうが多いのです。好きなこと

障害者基本法や各福祉法の中間に位置して、「締約国が義務を負う」である「権利条約に違反する法律は無効連に報告する義務がある」として いるのです。

みんなで「パ

■みんなで「バラレボ」  
づくりの意義

全障研が加盟する日本障害者協議会（ＪＤ、藤井克徳代表）は、この「バラレボ」づくりを大きな運動課題として、2015年に「パラレボ検討会」を発足させ、「公開と参加」を重視し、加盟団体から、①障害者、家族の困りごと、②各団体の調査研究資料、③政策提言などをを集め、学習・意見交換会を重ねてきました。話せば話すほどそれぞれの実態と理解が深まり、「バラレボ」づくりが実現する一歩前進となりました。

るために、世界中で重ねられてきたたくさんの努力の成果です。障害のある人が平等に生きる社会、差別のない社会を約束しています（図2～4参照）。

なければなりません。年をとつてから、医療や介護費が深刻です。

権利条約は、障害のある人が、障害のない人と同じように、夢や希望をかなえようとするときに困